

# 公立大学法人横浜市立大学の授業料等に関する規程

制 定 平成 17 年 4 月 1 日 規程第 35 号  
最近改正 令和 3 年 10 月 1 日 規程第 54 号

## (趣旨)

第 1 条 公立大学法人横浜市立大学（以下「市立大学」という。）の授業料、入学検定料、入学金、科目等履修料、聴講料、研究料、施設設備費、実験実習費及び学位審査料（以下「授業料等」という。）については、この規程の定めるところによる。

## (授業料等の額)

第 2 条 授業料、科目等履修料、聴講料、研究料、入学検定料、入学金、施設設備費及び実験実習費については、別表のとおりとする。

2 前項別表に規定する学部における入学試験において、出願書類等による選抜（以下「第一段階目の選抜」という。）を行い、その合格者に限り学力検査その他による選抜（以下「第二段階目の選抜」という。）を行う場合の入学検定料の額については、前項の規定にかかわらず、第一段階目の選抜に係る額は 5,000 円とし、第二段階目の選抜に係る額は 17,000 円とする。

3 学士入学者の授業料、入学検定料、入学金、施設設備費及び実験実習費は第 1 項別表に規定する学部における授業料、入学検定料、入学金、施設設備費及び実験実習費を準用する。

4 「横浜市立大学学則」及び「横浜市立大学再入学に関する規程」の定めるところにより認められた再入学者の入学検定料、入学金及び施設設備費は入学を許可された年度に入学する新入学生と、授業料及び実験実習費は再入学を許可された学部学科等及び学年の在学生と同額とする。

5 研究科（大学院学則第 2 条にいう研究科及び大学院学則の改正に伴い廃止された研究科をいう。以下同じ。）の博士の学位の審査に係る学位審査料は、70,000 円とする。ただし、研究科の所定の単位を修得後 2 年を超えた者又は市立大学の教員として 6 年以上研究に従事した者については、50,000 円とする。

6 既納の授業料等は、返還しない。ただし、要綱で定める場合、理事長は全部又はその一部を返還することができる。

## (市内出身者)

第 3 条 前条第 1 項別表に規定する市内出身者とは、本人又はその扶養義務者が、入学の日の 1 年以前から引き続き横浜市に住所を有する者をいう。

## (授業料等の減免)

第 4 条 理事長は次の各号に掲げる者の当該各号に掲げる授業料等を減

免することができる。

- (1) 休学者、除籍者及び授業料等納付の義務を怠って退学となった者の授業料、研究料、入学金、施設設備費及び実験実習費
- (2) 市立大学卒業生又は横浜市立学校教員で科目等履修生又は聴講生を志望する者及び市立大学卒業生で学士入学者を志望する者の入学検定料及び入学金
- (3) 同一研究科又はデータサイエンス研究科ヘルスデータサイエンス専攻から医学研究科へ進学する場合において、博士前期課程終了年度の翌年度に博士後期課程に入学する者、又は修士課程修了年度の翌年度に博士課程に入学する者の入学検定料及び入学金
- (4) 他の大学との単位互換に関する協定に基づく特別聴講学生の聴講料
- (5) 経済的理由により授業料又は入学金を納付することが著しく困難と認められる者の授業料及び入学金
- (6) 研究科の学生又は研究科の所定の単位を修得後 2 年を超えない者の博士の学位の審査に係る学位審査料
- (7) 既に施設設備費を納めた者の施設設備費
- (8) 長期履修学生の授業料
- (9) 国費留学生の授業料等
- (10) 前各号に掲げる者のほか、理事長が、必要があると認めた者の授業料等

2 前項のうち、第 5 号及び第 8 号の減免を併用することはできない。  
(授業料等の納期限の猶予)

第 5 条 理事長は、次の各号に掲げる場合、当該各号に定める期間、授業料等の納期限を猶予することができる。

- (1) 前条第 1 項第 5 号の規定による授業料等の減免の申請を受けた場合、減免をする旨又はしない旨の決定をするまでの間
- (2) その他、理事長が、必要があると認めた場合、必要と認めた期間

#### 附 則

- 1 この規程は、平成 17 年 4 月 1 日より施行する。  
(改定後の授業料等)
- 2 授業料等の改定があった場合、平成 11 年 3 月 31 日に在学し、引き続き在学する者を除き、改定後の授業料等を適用する。
- 3 平成 11 年 3 月 31 日に在学し、引き続き在学する者の授業料等は、なお従前の例による。

#### 附 則

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日より施行する。

附 則（平成 25 年 4 月 1 日改正）

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日より施行する。

附 則（平成 29 年 7 月 1 日改正）

この規程は、平成 29 年 7 月 1 日より施行する。ただし、データサイエンス学部データサイエンス学科に係る施設設備費は、公立大学法人横浜市立大学が徴収する料金の上限の変更について横浜市長の認可のあった日から適用する。

附 則

この規程は、平成 30 年 10 月 1 日より施行する。

附 則

この規程は、令和元年 7 月 1 日より施行する。

附 則

この規程は、令和元年 12 月 1 日より施行する。

附 則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 10 月 1 日より施行する。

別表（第2条）

学部等	入学金及び施設設備費における市内・市外等の区分	授業料 科目等履修料 聴講料 研究料	入学検定料	入学金	施設設備費	実験実習費 (平成19年4月1日以降に入学した2年次以降の学生が対象)	
国際教養学部 国際教養学科	市内出身者	557,400円	22,000円	141,000円	25,000円	-	
	市外出身者			282,000円	50,000円		
国際商学部 国際商学科	市内出身者	557,400円	22,000円	141,000円	25,000円	-	
	市外出身者			282,000円	50,000円		
理学部 理学科	市内出身者	557,400円	22,000円	141,000円	25,000円	16,700円	
	市外出身者			282,000円	50,000円		
データサイエンス学部 データサイエンス学科	市内出身者	557,400円	22,000円	141,000円	25,000円	16,700円	
	市外出身者			282,000円	50,000円		
医学部医学科	市内出身者	573,000円	22,000円	141,000円	150,000円	35,000円	
	市外出身者			282,000円	200,000円		
医学部看護学科	市内出身者及び 市立大学看護短期 大学部卒業生で医学部看護学科に編 入する者	557,400円	22,000円	141,000円	25,000円	16,700円	
	市外出身者			282,000円	50,000円		
学部	国際総合科学部 <国際教養学系> ・人間科学コース ・社会関係論コース ・国際文化コース <国際都市学系> ・まちづくりコース ・地域政策コース ・グローバル協力 コース <経営科学系> ・経営学コース ・会計学コース ・経済学コース	市内出身者	557,400円	22,000円	141,000円	25,000円	-
		市外出身者			282,000円	50,000円	
	国際総合科学部 <理学系> ・物質科学コース ・生命環境コース ・生命医科学コース	市内出身者	557,400円	22,000円	141,000円	25,000円	16,700円
		市外出身者			282,000円	50,000円	

別表（第2条）のつづき

学部等		入学金における市内・市外等の区分	授業料 科目等履修料 聴講料 研究料	入学検定料	入学金	施設設備費	実験実習費
大学院	都市社会文化研究科	市内出身者及び市立大学卒業生	535,800円	30,000円	141,000円	-	-
		市外出身者			282,000円		
	国際マネジメント研究科	市内出身者及び市立大学卒業生	535,800円	30,000円	141,000円	-	-
		市外出身者			282,000円		
	生命ナノシステム科学 研究科	市内出身者及び市立大学卒業生	535,800円	30,000円	141,000円	-	-
		市外出身者			282,000円		
	生命医科学研究科	市内出身者及び市立大学卒業生	535,800円	30,000円	141,000円	-	-
		市外出身者			282,000円		
	データサイエンス研究 科	市内出身者及び市立大学卒業生	535,800円	30,000円	141,000円	-	-
		市外出身者			282,000円		
	医学研究科	市内出身者及び市立大学卒業生	535,800円	30,000円	141,000円	150,000円	-
		市外出身者			282,000円		
科目等 履修生	学部	市内出身者	1単位 15,500円 最高限度額 557,400円	9,800円	14,100円	-	-
		市外出身者			28,200円		
	大学院	市内出身者	1単位 14,800円 最高限度額 535,800円	9,800円	14,100円	-	-
		市外出身者			28,200円		
聴講生	医学部医学科	市内出身者	1単位 63,400円 最高限度額 573,000円	9,800円	14,100円	-	-
		市外出身者			28,200円		
	その他	市内出身者	1単位 15,500円 最高限度額 557,400円	9,800円	14,100円	-	-
		市外出身者			28,200円		
	特別聴講学生		1単位 15,500円	-	-	-	-
研究生	大学院医学研究科	市内出身者及び市立大学卒業生	356,400円	9,800円	90,000円	150,000円	-
		市外出身者			180,000円		
	その他	市内出身者及び市立大学卒業生	356,400円	9,800円	75,000円	-	-
		市外出身者			150,000円		
	特別研究学生		356,400円	-	-	-	-